

「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」  
(総合科学技術会議意見具申)の概要等について

平成18年12月19日  
内閣府政策統括官(科学技術政策担当)付  
ライフサイエンス担当

### 1. 検討の目的

○ヒト胚の取扱いについて、人の存在や生命を尊重する社会の基本的価値を堅持しつつ、人々の健康と福祉に関する幸福追求の要請にも応えられるような社会規範の検討。

### 2. 経緯

○生命倫理専門調査会は、クローン技術規制法(附則第2条)に基づく「ヒト受精胚の人の生命の萌芽としての取扱いの在り方に関する総合科学技術会議等における検討」に資するべく、平成13年8月から32回の会合にわたってヒト胚の取扱いに関する検討を実施。この間、多数の有識者からのヒアリング、中間報告書に対するパブリックコメント、シンポジウムにおける国民との直接対話を実施。  
○平成15年12月の中間報告書では、ヒト受精胚の研究目的の作成、人クローン胚の作成といった論点について、両論併記としたところであるが、更に議論を深めた結果、最終報告書においては、ヒト胚を損なう取扱いは原則禁止としつつ、例外的にこれを作成・利用することを容認すべきとのヒト胚の取扱いに関する社会規範を示した。  
(平成16年7月23日に関係大臣に意見具申)

\*：附則第二条：政府は、この法律の施行後三年以内に、ヒト受精胚の人の生命の萌芽としての取扱いの在り方に関する総合科学技術会議等における検討の結果を踏まえ、この法律の施行の状況、クローン技術等を取り巻く状況の変化等を勘案し、この法律の規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### 3. ヒト胚取扱いの基本原則

(P5-6)

○ヒト胚を損なう取扱いは原則禁止。  
○人の健康と福祉に関する幸福追求の要請に応えるためには、ヒト胚を損なう取扱いであるとしても例外的に容認。  
○上記の例外は、科学的合理性、人への安全性確保、社会的妥当性の3つの条件を全て満たす場合。

### 4. 基本原則を受けた決定事項と制度的枠組み

(1) ヒト受精胚(P6-9)及び(P17-18)

○ヒト受精胚について、「人の生命の萌芽」であり、「人」になり得る存在であることから、「人の尊厳」という社会の基本的価値に照らして尊重されるべきであるとし、

これを損なう扱いは原則認められない。

○ヒト受精胚の取扱いについては、生殖補助医療研究目的での作成・利用は容認し得る。

○無償ボランティアからの未受精卵の採取は原則禁止。

○ヒト受精胚については、これまでは日本産科婦人科学会の会告といった自主規制のみであったが、ヒト受精胚の作成・利用に係る国のガイドラインを策定し、ガイドラインの遵守状況を見守りつつ法整備に向けて引き続き検討する。

○特に、未受精卵の入手については、提供する女性への不必要な侵襲（身体への負担）を防止するとともに、提供への同意に心理的圧力がかかることがないように、女性の保護を図る必要があるため、必要最小限の範囲に入手を制限する枠組みの整備が必要。

○枠組みの整備等

- ・ 個別の研究の審査
- ・ 遵守事項

臨床に用いることの禁止、未受精卵の入手制限、インフォームドコンセントの実施、胚の取り扱い期間の制限、研究記録の整備、研究実施機関の研究の能力・設備の要件、倫理問題に関する検討体制、適切な情報公開など。

○文部科学省及び厚生労働省はガイドラインを策定する必要がある。

## （２）人クローン胚(P12-16)及び(P18-19)

○人クローン胚の位置付けについては、「人の生命の萌芽」としてヒト受精胚と倫理的に同様に位置付けられるべき。

○研究利用を目的とした人クローン胚の作成・利用については、臨床応用を含まない、難病等に関する医療のための基礎的な研究に限って扉を開き、必要な規制を整備するとともに、その時代の生命倫理等への社会的影響を慎重に検討しつつ、段階的に研究を進めることとする。

○人クローン胚については、特定胚指針等の改正及び必要に応じて国のガイドラインで補完することにより、必要な枠組みを整備すべき。

○基本的な枠組み

- ・ 個別の研究の審査
- ・ 遵守事項

ヒト受精胚の取り扱いと同様の内容に加え、人クローン胚の譲渡・貸与の制限等の管理、体細胞核移植ヒトES細胞の樹立・配布の条件など。

○人クローン胚の作成・利用では、必ず未受精卵を使用するが、現在の核移植技術では、ヒト受精胚の場合に比べてより多くの未受精卵が必要である。このため、ヒトクローン胚の作成・利用のための未受精卵の採取や入手は、女性の保護の観点などから、ヒト受精胚の場合よりも厳格な未受精卵の入手制限等を定める必要がある。

○無償ボランティアからの未受精卵の採取は原則禁止。

○未受精卵の入手制限については、文部科学省及び厚生労働省において具体的な手続

きの検討に当たるべき。